明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正）

第二十五条　引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクによる手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
（削る）	２　前項に規定する請求者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。
（フレキシブルディスクの構造）	（フレキシブルディスクの構造）
第九条　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	**第九条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（フレキシブルディスクへの記録方式）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第十条　第八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。	**第十条**　第八条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
第十一条　第八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。	**第十一条**　第八条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

様式第一号、様式第二号及び様式第七号中「㊞」を削る。

（公衆衛生修学資金貸与法施行規則の一部改正）

第二十六条　公衆衛生修学資金貸与法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（貸与の申請手続）	（貸与の申請手続）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
２　前項の貸与申請書には、大学の進学課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第二項に規定する大学の進学課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者にあつては、これに相当する課程）以後における学業成績表及び保証人となるべき者の保証書並びに学業及び人物についての所見を記載した大学の学長又は学部長の推薦書を添えなければならない。ただし、同項の貸与申請書に、保証人となるべき者が公衆衛生修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する旨を記載し、署名することをもつて保証書の添付に代えることができる。	２　前項の貸与申請書には、大学の進学課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第二項に規定する大学の進学課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者にあつては、これに相当する課程）以後における学業成績表及び保証人となるべき者の保証書並びに学業及び人物についての所見を記載した大学の学長又は学部長の推薦書を添えなければならない。ただし、同項の貸与申請書に、保証人となるべき者が公衆衛生修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する旨を記載し、署名押印することをもつて保証書の添付に代えることができる。